

裁 決 書

審査請求人 ○ ○ ○ ○
処 分 庁 熊 取 町 長

審査請求人が令和4年1月21日に提起した情報不存在通知処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

令和3年12月17日付3熊保育第2207-21号により行った、不存在決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求については、棄却する。

第1 事案の概要

1 審査請求人は、情報公開条例（平成10年条例第28号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、令和3年12月6日に、実施機関に対し、次の本件対象文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

・町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において熊取町が応募事業者から虐待を受けた児童の個人情報を収集した事実について、応募事業者が当該個人情報を目的外に利用するために、本人の同意を得る行為の道義的問題や法的問題、さらなる児童虐待につながる可能性がない等を熊取町が検討した内容、検討結果及び検討に際して利用した情報。

つまり、虐待をした親や虐待を止めることができなかつたその配偶者から未成年である虐待を受けた児童の同意を得ることに道義的問題や法的問題が生じないのか、問題が生じるなら誰から同意を取ることが妥当なのか、個人情報を目的外利用するために同意を求めることにより応募事業者と虐待を受けた児童の親との関係性を悪化させるおそれがないのか等を熊取町が検討した内容、検討結果及び検討に際して利用した情報。

2 実施機関は、本件公開請求に対し、条例第11条の規定により本件処分を行い、令和3年12月17日付3熊保育第2207-21号で審査請求人に通知した。

- 3 審査請求人は、令和4年1月21日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）により、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件処分を取り消す及び同条例に規定する公開請求に対する決定等を改めて行うとの裁決を求める。

審査請求人は、次の理由から、本件処分を不当であり、その取消し及び公開決定等を改めて求めるというものである。

- (1) 町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務（以下「選定事務」という。）において、実施機関は応募事業者から虐待を受けた児童（以下「被虐待児」という。）の個人情報収集しているが、被虐待児の個人情報は、個人情報保護条例第7条第4項に規定する個人情報であるため、個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要不可欠と実施機関が認め収集している、つまり、選定事務の目的の達成には、被虐待児の個人情報が必要かつ不可欠であると実施機関は認めていることになる。
- (2) 応募事業者が被虐待児の個人情報を実施機関に提出するためには、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第18条第1項の規定に基づき、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報利用することに該当するため、本人の同意を得なければならないが、応募事業者が被虐待児の個人情報を第三者に提供することについて、本人から同意を得る行為は容易ではない。
- (3) 選定事務を実質的に統括していた職員の職務は「子育て支援・保育担当事業兼子育て支援課長」であり、子育て支援課は、児童虐待に関する主管課であることから、当該職員は最も児童虐待に精通している人物であるため、当該職員がいながら被虐待児の個人情報を収集することが及ぼす影響を実施機関が検討していないはずがない。
- (4) 実施機関が個人情報を収集するにあたり、応募事業者が法令に抵触せず、かつ倫理上の問題も生じさせずに個人情報を提供できるものであるかを実施機関が検討した内容やその検討結果及びその検討をするために使用した情報の公開を求めているものである。個人情報保護条例において、実施機関はその業務遂行に必要な（個人情報保護条例第7条第4項に該当する個人情報にあっては必要不可欠）と認めた個人情報しか収集することはできない。当然、個人情報を収集する前に、収集しようとする個人情報が必要（又は必要不可欠）であるかの判断をしなければならない。

しかし、本審査請求書に記載したとおり、被虐待児に関する個人情報を本人以外から

収集するためには法的問題や倫理上の問題が生じると考えられる。よって、本件公開請求では、実施機関が当該登録簿を作成する際にこれらの問題を解消するために、検討した内容等の公開を求めているものである。

2 処分庁の主張

処分庁は、次のとおり主張し、本件処分は妥当であるとの裁決を求めている。

民営化移管先事業者の応募にあたっては、募集要項での保育所運営条件において関係法令等の遵守を条件付けし、また、応募事業者は募集要項に基づき移管先募集に申し込んでいるため、法令等を遵守の上で応募しているものと考え、本件公開請求でいう「検討」は不要としたものである。なお、不正行為があった場合は、失格となるリスクも応募事業者には明示済みである。

以上の理由から、請求に該当する情報は不存在としたものである。

第3 理由

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、条例第1条で定めるように、住民の知る権利の保障と公正で開かれた町政を推進するとともに、町の住民に対する説明責任を果たすことにより、住民と町との信頼関係を深め、もって地方自治の本旨に即した住民主体の町政を実現することを目的とする。

したがって、条例の解釈及び運用は、条例第3条で明記するように、情報の公開を請求する住民の権利を十分保障する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、条例第6条及び第7条において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、条例第6条及び第7条が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する住民の権利を十分尊重する見地から、公開するか否かの判断を厳正にしなければならない。

2 争点について

審査請求人は、選定事務において実施機関が応募事業者から虐待を受けた児童の個人情報収集した事実について、応募事業者が当該個人情報を目的外に利用するために、本

人の同意を得る行為の道義的問題や法的問題、さらなる児童虐待につながる可能性がない等を実施機関が検討した内容、検討結果及び検討に際して利用した情報があるはずだと主張している。

また、実施機関が事務を行うときは何かしらの法令等、根拠となるものがあって、それを元に判断するはずで、不存在というのは考えがたいと主張している。

一方、実施機関は、そもそも民営化移管先事業者募集要項では、保育所運営条件において関係法令等の遵守を条件付けし、不正行為があった場合は失格となるリスクも明示していることから、応募事業者は当然法令等を遵守の上で応募しているものと考えているので、審査請求人のいう情報は存在しないと主張しており、情報が存在するか否かが争点である。

3 本件処分の妥当性について

本件対象文書は、選定事務において実施機関が応募事業者から被虐待児の個人情報を収集した事実について、応募事業者が当該個人情報を目的外に利用するために、本人の同意を得る行為の道義的問題や法的問題、さらなる児童虐待につながる可能性がない等を実施機関が検討した内容、検討結果及び検討に際して利用した情報である。本件処分の審査にあたり、実施機関に対し、情報不存在の確認調査を行った。調査は、どのような確認（調査）を行った結果、情報不存在という結論に至ったのか、確認（調査）方法と結果を記入するものであり、文書、電磁的記録すべて調査している。

本件対象文書に関して、実施機関の回答は、「不存在」という内容であり、再調査を総務課において実施したが、実施機関が検討した内容及び検討結果を記した情報はないとの結果であった。そのため、不存在決定は、妥当である。

4 判断

審査会の答申と同様、実施機関が検討した内容及び検討結果を記した情報がないとの結果による、不存在決定は妥当であると判断する。

第4 結論

以上の理由により、主文のとおり裁決する。

令和5年6月14日

審査庁 熊取町長 藤原 敏司

(教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。